

令和2年度共同募金助成計画の方針

社会福祉法人 秋田県共同募金会

令和2年度共同募金による助成は、次の方針により計画します。

1 広域助成

本県における地域福祉課題を解決する活動のうち、次の内容の活動に対して配分します。

(1) 広域的・先駆的な地域福祉活動への助成

【運動期間：10月1日～12月31日】

- ・高齢者の地域生活を支えるための活動
- ・障害者の社会参加及び地域生活を支えるための活動
- ・子どもの生活及び子育てを支援するための活動
- ・その他地域の福祉課題を解決するための活動
- ・秋田県全体の地域福祉を推進するための活動

(2) 社会課題解決プロジェクト助成

【運動期間：令和3年1月1日～3月31日】

- ・団体自らが直接県民に寄付を募り地域の課題解決のために取り組む活動

(3) 災害対策のための助成等

- ・災害緊急配分金（災害見舞金）
- ・災害等準備金の積立

(4) 共同募金運動推進費

- ・共同募金運動推進費（事務費）

2 地域助成

各市町村において策定される地域福祉計画及び地域福祉活動計画に基づき、地域の福祉課題解決のため、次の活動に対して市町村共同募金委員会が配分します。

(1) 市町村において行われる地域福祉活動への助成（公募の導入を促進）

- ・市町村社会福祉協議会が行う地域福祉推進のための活動
- ・各地域の福祉団体等が行う地域福祉活動

(2) 共同募金運動推進費

- ・市町村における共同募金運動推進費（事務費）